

質問回答書

提出日：令和 6年 7月10日

発注機関名	長野県警察本部	公 告 日	令和 6年 6月17日
発 注 件 名	総合指揮システム機器の賃貸借		
履行箇所名	長野県警察本部総合指揮室		
質 問 内 容	1 本契約は、長期継続契約と債務負担行為のどちらに該当するか。 2 過去に同様（総合指揮システム賃貸借の様な大型映像装置）の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はあるか。 3 賃借人都合により契約解除となった場合、解約時点の残金の精算はどのようなになるか。 4 契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになった場合、物件移設費用の負担はどのようなになるか。 5 動産総合保険の保健金額は物件納入価格を基に経過期間に応じて逡減するという条件でよいのか。 6 動産総合保険について、新価特約は付保しない認識でよいのか。 7 本契約をリース会社が受託する（請け負う）際、建設業法に抵触する可能性がある業務（機器設置に伴う据付工事等）を含む場合は、資格を有する第三者に発注することは可能か。 8 万が一、機器供給元（メーカー）の都合等により、納入遅延となった場合、賃貸借開始時期の変更は可能か。 9 物件設置先の築年数や建替え予定の有無併せて設置先の建物が新耐震基準または耐震工事実施済みか。 10 入札保証金の納付免除の条件の教示		

回答日：令和 6年 7月16日

回 答	1 債務負担行為設定になります。 2 本賃貸借に関わるもので、過去に契約解除に至った事案はありません。 3 契約に基づき、賃貸人から賃借人に対し損害賠償を請求することができ、損害賠償の額は協議して定めることとなります。 4 仕様書第1章第3-3に記載のとおり、 (1) システム移設、増設 (2) 地震、火災、風水害等天災事変による故障または損傷 (3) 異常な人為的作用に基づく故障及び損傷 については、保守の範囲に含まれないことから、賃借人の負担となります。 5 当方から動産総合保険の加入を求めているものではないことから、各社の任意で対応してください。 6 項目5と同じ 7 仕様書第3章第2条1項に記載のとおり やむを得ず下請負させる場合は、あらかじめ下請負先、契約内容等を記した書面を添えて、当方の許可を受けてください。 8 原則納入期限までに納入してください。 ただし、契約に基づき協議します。 9 長野県庁（昭和42年竣工）、本リース契約期間中の立て替え予定はなし。 平成25年度耐震改修工事済み。 10 発注説明書に記載のとおり、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は財務規則第127条各号に該当する場合です。
-----	--